

## 人・農地プランが策定されました



人・農地プランは、市町村が作成エリアとして決定した地域において、人と農地の問題を解決するため、話し合いを行い、地域の担い手の中心となる経営体や新規就農者に対して計画的に農地集積を進めるための設計図です。

立科町では、町内認定農業者及び、昨年11月に全農家（1,590戸）を対象に実施した意向調査（提出1,445、回収率90.9%、広報4月号掲載）で、5年後、10年後の農業経営について「規模を拡大したい」と回答された農家の中から、希望される農家を、プランの中で今後の中心となる経営体として位置付けて、規模縮小農家からの農地集積を推進していきたいと考えています。

意向調査の結果から、今後の農業経営に対する意向を農地集積図に集約することで把握し、国の支援措置を活用しながら、推進します。

### 今後の方針

人・農地プランの充実に向けて、農地・水保全管理支払交付金組織（10組織）、中山間地域等直接支払い交付金協定集落（23集落）、集落営農組織等の単位で順次話し合いを実施し、今後中心となる経営体の確認と、農地集積への協力者の掘り起こしを進めます。

農地集積協力金や、青年就農給付金等の関連施策を活用しながら、中心経営体への農地集積を推進します。

## 農地取得の下限面積について

農地等の権利取得については、優良農地の確保や効率的な利用を図る観点等から、農地法により「下限面積（北海道を除き原則50a）」が設定されています。（農地法第3条）

立科町農業委員会では3月定例会において審議した結果、次のとおり決定されました。

「平成25年度の下限面積は50aとするが、農地又は採草放牧地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて、新規就農を促進するために適当と認められる場合には、随時、下限面積の変更について審議する。」

## 水稻初期除草剤の使用時期に 注意してください

立科町農業技術者連絡協議会

水稻初期除草剤の使用時期が、田植えの「7日前まで」に変更になりました。

使用方法を誤ると農薬取締法違反で、罰則の対象となり、出荷・販売はできなくなります。

水田の環境や作業の都合により、田植え7日前までに除草剤を散布できない場合は、植代から田植えの間を短くし、田植え後（時）に使用できる除草剤を早めに散布しましょう。

